

あの空に帰そう！

不当解雇とたたかう日航労働者を
支える秋田の会

通 信

2014.08.30 第5号
発 行：秋田・支える会
代 表：加藤 麻里
事務局：秋田市山王 4-4-14
秋教組本部内

2014年8月30日

支援者・支援団体 各位

秋田・支える会代表 加藤 麻里

東京地裁が日航の不当労働行為を認定 会社側の請求を退けました。久々の朗報です

みなさまの日頃のご支援ご協力に心から感謝申し上げます。とくに秋田県平和労組会議のみなさまには、JAL原告団への支援行動として最高裁宛の団体・個人署名に取り組んでいただきこととなり喜んでおります。よろしくご協力願います。
東京高裁が6月に不当判決を下したため、裁判闘争はさらに継続することになりました。そのため、支える会会員のみなさまには、会員更新・再入会についても個別にお願いしています。これにつきましても、事情をご理解の上、更新手続きういはやめにお済ませ下さい。

さて、2010年11月、日航の2労組（乗員組合、キャビンクルーユニオン）は整理解雇反対をかけスト権投票に入りました。これに対し、当時の企業再生支援機構が介入し「スト権が確立したら出資しない」と脅しをかけました。東京地労委はこれを不当労働行為と認定し救済命令を出しましたが、これを不満として会社側は東京地裁に取り消しを求めて提訴していました。

8月28日、この事案に対する東京地裁判決が出され、会社側の取り消し請求を棄却しました。この判決をバネに、JAL原告団への支援をさらに強めていきたいと考えています。以下に時事通信の記事を掲載しましたのでご一読下さい

日航側の不当労働行為認定＝労組スト権に介入－東京地裁

労働組合のストライキ権確立に介入したと認定され、東京都労働委員会から不当労働行為救済命令を受けたのを不服として、日本航空が都に取り消しを求めた訴訟の判決が28日、東京地裁であった。古久保正人裁判長は「命令に違法はない」として、日航の訴えを退けた。

問題となったのは、経営破綻した日航が再建中の2010年11月、管財人を務めていた企業再生支援機構の幹部が一部労組との折衝中に行った発言。スト権確立に向けて実施中だった組合員投票について「スト権が撤回されるまで、（機構は）日航に出資できない」と述べた。

都労委は11年7月、「発言は組合員に威嚇的効果を与え、組合の組織運営に影響を及ぼすものだ」と指摘し、救済命令を出した。判決も「発言は組合への支配介入に当たる」と認定した。(2014/08/28-18:13)